重要な会計方針（法人単位）

財務諸表等の作成基準

本財務諸表等は国土交通大臣に提出するため、日本下水道事業団法、日本下水道事業団法施行令、日本下水道事業団法施行規則、日本下水道事業団会計規程、日本下水道事業団会計規程実施細則及び我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に従い作成されています。

受託業務に係る費用・収益並びに施設整備拡充準備金及び資産見返施設拡充資金の会計処理については、事業団特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されています。

本財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりです。

１．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しています。

残存価額は１円としています。

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物	８年～４７年
構築物	５年～３０年
工具器具備品	４年～１５年

なお、特定の資産（日本下水道事業団法施行規則第６条）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の耐用年数は次のとおりです。

特許権	８年
商標権	１０年

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の勤務に係る部分を計上しています。

（２）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

また、役員への退職手当の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１１年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

３．受託業務に係る費用・収益の認識基準

（１）受託業務に係る費用の認識基準

受託業務に係る費用である請負代金又は業務委託料（以下、「請負代金等」という。）については、日本下水道事業団会計規程第２３条、第２７条及び第２８条、日本下水道事業団会計規程実施細則第１条の２第２号、第１７条、第３３条の２及び第４６条に従い、次の各号により算出した額により認識しています。

① 請負代金等が前金払の場合
　２事業年度以上にわたる契約の場合は、当該事業年度の出来高予定額（業務委託契約の場合は、履行高予定額。以下同じ。）×前金払の割合

② 請負代金等が部分払の場合
イ　２事業年度以上にわたる契約に係る既済部分にあっては、その既済部分に対する代価又は出来高予定額のいずれか少ない金額×９／１０－既済部分に相応する前払金額－支払済部分払額
ロ　イにかかわらず、性質上可分の請負工事又は設計についての請負契約に係る完済部分について部分払をする（指定部分払）場合は、指定部分に相応する請負代金等額×９／１０－既済部分に相応する前払金額－支払済部分払額

③ 請負代金等が完成払の場合
イ　単年度契約の場合は、請負代金等額
ロ　２事業年度以上にわたる契約の場合は、請負代金等額－支払済総額

（２）受託業務に係る収益の認識基準

受託業務に係る収益である受託費については、日本下水道事業団会計規程第１８条、日本下水道事業団会計規程実施細則第１条の２第１号、第１３条及び第１３条の２に従い、重要な会計方針　３（１）受託業務に係る費用の認識基準に基づき算出された受託業務に係る費用額に、受託業務費用負担細則（昭和５１年２月１２日達第６号）第２条に定める管理諸費を加えた額により認識しています。

４．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

（１）施設整備拡充準備金

日本下水道事業団法施行規則第５条に規定された引当金で、試験研修施設等の整備拡充に充てるため、日本下水道事業団会計規程第４５条の４に基づき、研修センター・技術開発実験施設の長期保全計画に基づく必要額を計上しています。

（２）工事補償引当金

日本下水道事業団法施行規則第５条の規定により、地方公共団体等からの委託に基づき建設する終末処理場等について、完成した施設に係る瑕疵補修等の費用に充てるため、日本下水道事業団会計規程第４５条の４に基づき、当該事業年度に得た受託工事収入（日本下水道事業団法第４章第２節の規定による特定下水道工事の代行を含む）の総額に当該年度から過去１０年間の受託工事収入に対する保証及び補修工事の発生率を乗じた額を工事補償引当金繰入額として計上しています。工事補償引当金の累計額は、上記基準により算出した当年度以前１０年間の工事補償引当金繰入額の総額を上限としています。

（参考）
〇日本下水道事業団会計規程（昭和48年3月9日 規程第8号）

（法令に基づく引当金等）
第４５条の４　法令に基づく引当金等は規則第５条第３項に規定する施設整備拡充準備金及び工事補償引当金とする。
２　施設整備拡充準備金については、試験研修施設等の整備拡充の財源に充てるために必要な金額を、毎事業年度末日現在で一般業務勘定において積み立てるものとする。
３　第５条の２に規定する受託業務勘定から一般業務勘定への繰り入れによる施設整備拡充準備金の積み立ては、次の額の合計額の範囲内とする。
一　施設整備拡充準備金により取得した固定資産の毎年度の減価償却費の額に相当する額
二　毎年度の受託業務勘定における利息収入及び雑収入の収入決定済額

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券
償却原価法によっています。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

（１）国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代等を参考に算定しています。

（２）政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算方法

10年利付国債の平成30年3月末利回りを参考に0.043%により算定しています。

７．リース取引の処理方法

リース取引については、そのすべてが総額が３００万円未満の取引であり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

９．資産見返負債等の会計処理

資産見返負債の計上は、日本下水道事業団会計規程第４５条及び第４５条の３の規定によっています。

（参考）
〇日本下水道事業団会計規程（昭和48年3月9日 規程第8号）

（資産見返補助金）
第４５条　資産見返補助金は、政府及び地方公共団体の補助金により取得した資産の価格に相当する額とし、毎事業年度末において、当該資産の毎事業年度の減価償却の額に相当する額を減額する。

（資産見返施設拡充資金）
第４５条の３　資産見返施設拡充資金は、試験研修施設等の整備拡充に際し、次条に規定する施設整備拡充準備金により取得した固定資産の価格に相当する額とし毎事業年度末において当該固定資産の毎事業年度の減価償却の額に相当する額を減額する。

１０．重要な会計方針の変更

工事補償引当金の計上方法の変更

工事補償引当金の計上方法は、従来、当該事業年度を含む過去１０年間の受託工事収入の総額（日本下水道事業団法第４章第２節の規定による特定下水道工事の代行を含む。以下同じ。）に当該事業年度から過去１０年間の受託工事収入に対する保証及び補修工事の発生率（以下「発生率」という。）を乗じた額を計上しておりましたが、当事業年度より、当該事業年度に得た受託工事収入の総額に発生率を乗じた額を工事補償引当金繰入額として計上し、工事補償引当金の累計額は、新基準により算出した当該事業年度以前１０年間の工事補償引当金繰入額の総額を上限とする方法に変更しています。

この変更は、当事業年度において日本下水道事業団会計規程第４５条の４の変更が国土交通大臣に承認されたことによるものです。

この変更に伴い、経常利益は57,076,644円増加し、当期純利益は109,012,539円増加しています。